

公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～

平成18年6月13日

財政制度等審議会

1. 財務書類の一層の活用について

(2) 財政活動の効率化・適正化のための財務書類の活用

② ミクロ面からの活用

予算の執行責任を負っている省庁ごとや政策単位レベルでの財政活動の効率化・適正化を図っていくためには、「国の財務書類」よりも「省庁別財務書類」における情報を活用していくことが適切と考えられる。ただし、現行の「省庁別財務書類」において提供される財務情報は、省庁別、一般会計・各特別会計別といった単位で開示されており、基本的に政策単位での開示とはなっていないため、その活用には限界がある。そこで、現在検討が行われている予算書・決算書の表示区分を見直して政策評価との連携を強化する作業の成果を踏まえ、その一層の活用を図っていくべきである。

こうした活用の際に必要となる「省庁別財務書類」におけるコスト情報の開示の方法等については、今後、当審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会の公企業会計ワーキンググループにおいて具体的な検討を行っていくこととしたい。